

宍粟市条例第 号

宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例

(設置)

第1条 宍粟市総合計画及びまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく宍粟市地域創生総合戦略（以下「総合計画及び戦略」という。）の策定に関し総合的かつ専門的な審議及び計画的な推進を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画及び戦略の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (2) 総合計画及び戦略の実施状況に関し意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び戦略の総合的かつ計画的な推進に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、総委員の過半数で会議の公開が不適当であると決したときは、公開しないことができる。

(小委員会)

第7条 委員会にその所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画調整担当課及び地域創生担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(宍粟市総合計画審議会条例の廃止)

2 宍粟市総合計画審議会条例（平成17年宍粟市条例第12号）は、廃止する。

(宍粟市地域創生戦略委員会条例の廃止)

3 宍粟市地域創生戦略委員会条例（平成27年宍粟市条例第23号。以下「戦略委員会条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日において、前項の規定による廃止前の戦略委員会条例の規定により委嘱された委員は、第4条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、平成31年7月27日までとする。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合計画審議会	委員	日額	8,200
---------	----	----	-------

」

を

「

総合計画及び地域創生戦略委員会	委員	日額	8,200
-----------------	----	----	-------

」

に改め、地域創生戦略委員会の項を削る。